

訪問看護利用料（医療保険）

医療保険制度に基づき所定の額(1 割～3 割)をご負担いただきます。各種医療費公費負担の医療証をお持ちの方は、基本利用料が減額または免除されます。

訪問看護基本療養費(Ⅰ)	5,550 円/回	週 3 日まで		訪問看護指示書・計画書に基づいて訪問看護を行った場合
	6,550 円/回	週 4 日目から 7 日まで		
緊急訪問看護加算	2,650 円/回	利用者様、ご家族等の求めに応じて在宅療養支援診療所または在宅療養支援病院の主治医の指示により緊急の訪問を行った場合		
難病等複数回訪問加算	4,500 円/回	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者様又は特別訪問看護指示書の交付を受けた利用者様に対して、必要に応じて 1 日に 2 回訪問した場合の 2 回目の料金		
	8,000 円/回	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者様又は特別訪問看護指示書の交付を受けた利用者様に対して、必要に応じて 1 日に 3 回訪問した場合の 2 回目と 3 回目の合計の料金		
長時間訪問看護加算	5,200 円/回	厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する利用者様に対して、1 回の訪問看護の時間が 90 分を超えた場合		
乳幼児訪問看護加算	1,500 円/回	0 歳から 6 歳未満の利用者様に対して訪問看護・指導を行った場合（1 回/日まで）		
複数名訪問看護加算	4,500 円/回	末期の悪性腫瘍、難病、特別な管理を要する利用者様や、暴力・迷惑行為の認められる利用者様に対し、同時に複数の看護師が訪問した場合		
早朝・夜間加算	2,100 円/回	6 時～8 時前あるいは 18 時～22 時前の間に訪問した場合の加算料金		
深夜加算	4,200 円/回	22 時～6 時前の間に訪問した場合の加算料金		
訪問看護基本療養費(Ⅲ)	8,500 円/回	留置カテーテルを装着するなど定められた状態にある利用者様が、退院に備えて一時的に外泊している時に訪問した場合の料金		
訪問看護管理療養費	7,440 円/回	毎月の初日	褥瘡に関する危険因子の評価を行い、適切な褥瘡対策の看護計画の作成、実施および評価を行う。主治医に対し、訪問看護計画書や報告書を提出するとともに、連携確保のために計画的な管理を行った場合	
	3,000 円/回	2 日目以降		
24 時間対応体制加算	6,400 円/月	利用者様、ご家族から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある場合		
特別管理加算 (重症度等の高いもの)	5,000 円/月	1 在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 2 気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態		
特別管理加算 (上記以外)	2,500 円/月	1 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 2 ドレーンチューブを使用している状態 3 人工肛門もしくは人工膀胱を設置している状態 4 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している 5 真皮を越える褥瘡の状態		
退院時共同指導加算	8,000 円/回	主治医の属する保険医療機関または介護老人保健施設に入院・入所中の利用者様またはご家族に対して、主治医または施設職員とともに、看護師(准看護師を除く)が療養上の指導を行った場合		
特別管理指導加算	2,000 円/回	退院後、特別な管理が必要な利用者様に対して、退院時共同指導を行った場合に、退院時共同指導加算に追加して加算		
退院支援指導加算	6,000 円/ 1 回に限り	厚生労働大臣が定める疾患等、厚生労働大臣が定める状態等にある利用者様が保険医療機関から退院する日に看護師(准看護師を除く)が療養上の指導を行った場合		
在宅患者連携指導加算	3,000 円/月 1 回に限り	利用者様の同意を得て、訪問診療を実施している医療機関、歯科、薬局と文書等により、情報共有を行い、看護師等(准看護師を除く)がそれを踏まえた療養上の指導を行った場合		
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000 円/月 2 回に限り	在宅療養を行っている利用者様の状態の急変等に伴い、在宅療養を担う医療機関の医師の求めにより、その医師、訪問診療等をしている歯科医や薬局の薬剤師、介護支援専門員と訪問看護師等(准看護師除く)とで共同で患家を訪問しカンファレンスに参加し、療養上必要な指導を行った場合		
訪問看護情報提供療養費	Ⅰ 1,500 円/月 1 回	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者様のうち、当該市町村等からの求めに応じて情報を提供した場合		
	Ⅱ 1,500 円/月 1 回	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者様のうち、当該義務教育諸学校に、入学時、転学時等により初めて在籍することとなる利用者様について、当該義務教育学校からの求めに応じて情報を提供した場合		
	Ⅲ 1,500 円/月 1 回	保険医療機関等に入院し、又は入所する利用者様について情報を提供した場合		
ターミナルケア療養費 1	25,000 円/月	在宅または特別養護老人ホーム等で、主治医と連携して終末期の看護サービスを提供した場合		
ターミナルケア療養費 2	10,000 円/月	特別養護老人ホーム等で看取り介護加算等を算定している利用者様に、終末期の看護サービスを提供した場合		

※新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて

令和 3 年 4 月診療分から 9 月診療分までの期間において、必要な感染予防策を講じた上で訪問看護を行い訪問看護基本療養費を算定する場合、30 回の算定につき訪問看護感染症対策実施加算(1,500 円)を算定いたします。

※上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(2) その他の利用料

時間延長利用料	2,000 円	30 分につき	長時間訪問看護加算を算定する場合以外に、訪問看護に要した時間が 90 分を超えた場合
休日利用料	2,500 円	1 時間につき	非営業日（第 3 日曜、祝日、12/30～1/3）に訪問した場合
交通費	なし	事業所から自宅までの片道が 2km 未満	
	200 円/回	事業所から自宅までの片道が 2km 以上 5km 未満	
	300 円/回	事業所から自宅までの片道が 5km 以上 10km 未満	
	500 円/回	事業所から自宅までの片道が 10km 以上 20km 未満	
	800 円/回	事業所から自宅までの片道が 20km 以上	
死後処置料	10,000 円	ご自宅で亡くなられた時、ご希望によりお体を拭いたり、お見送りの準備をする等の場合	

(3) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセル料発生の時期	キャンセル料
利用予定日の前営業日 12 時以降	利用者負担金の 100%の額